

**特定入所者介護（予防）サービス費等の負担段階の設定に係る所得区分が見直されます**

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の施設サービスまたは、短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）を利用した場合、の食費・居住費の負担段階の設定基準になる所得額が変更になります。

※老齢基礎年金（満額）が80万円を超えたことを踏まえ、利用者負担段階の収入・所得の基準が80万円から80.9万円に変更となります。（負担限度額に変更はありません）

**【令和7年7月利用分まで】**

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額		預貯金等要件	
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス	配偶者無	配偶者有
第1段階	生活保護受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円	—	—
	老齢福祉年金							1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	合計所得金額+年金収入の合計額が80万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円	650万円以下	1,650万円以下
第3段階①	合計所得金額+年金収入の合計額が80万円超120万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円	550万円以下	1,550万円以下
第3段階②	合計所得金額+年金収入の合計額が120万円超	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円	500万円以下	1,500万円以下
第4段階	(基準費用額)第1～3段階に該当しない人(市民税課税世帯の人など)	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (特養のみ915円)	1,445円	1,445円	—	—

**【令和7年8月以降利用分】**

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額		預貯金等要件	
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス	配偶者無	配偶者有
第1段階	生活保護受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円	—	—
	老齢福祉年金							1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	合計所得金額+年金収入の合計額が80.9万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円	650万円以下	1,650万円以下
第3段階①	合計所得金額+年金収入の合計額が80.9万円超120万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円	550万円以下	1,550万円以下
第3段階②	合計所得金額+年金収入の合計額が120万円超	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円	500万円以下	1,500万円以下
第4段階	(基準費用額)第1～3段階に該当しない人(市民税課税世帯の人など)	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円(☆) (特養のみ915円)	1,445円	1,445円	—	—

※ 合計所得金額とは、公的年金等に係る雑所得を差し引いた金額をさします。また、短期・長期譲渡所得がある場合は、特別控除の金額を差し引いた額、給与所得が含まれている場合には、給与所得金額を上限に合計額から10万円を差し引いた額になります。

※ 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、( )内の金額となります。

※ 通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、有料老人ホーム、グループホームを利用した際の食費・居住費については、軽減の対象にはなりません。

※ 年金収入は、非課税年金（障害年金や遺族年金等）を含みます。

※ 第4段階の額は施設での平均的な費用を勘案して決められる基準費用額であり、施設によって異なります。

※ 住民税課税世帯の方でも、一定の要件を満たせば特例的に第3段階②の負担限度額が適用される場合があります。

☆ 「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設または「Ⅱ型」の介護医療院における多床室の入所者（療養室の床面積が8㎡以上の人に限る。）は、居住費の基準費用額が260円上乗せになります。